

## 公益社団法人出雲市シルバー人材センターとの「空き家の発生 予防及び管理に関する連携協定」の締結について

令和4年8月24日に、公益社団法人出雲市シルバー人材センターと空き家の発生予防及び管理に関する連携協定を締結しました。

### 記

#### 1. 連携協定の目的

本市と出雲市シルバー人材センターが相互に連携・協力し、高齢者が元気なうちに、空き家になる前から、空き家をもたらす問題や身近に起こりえる問題として認識いただくため、本市と連携協定を締結している民間団体などの相談窓口の紹介、相続登記の促進、適正な管理方法などの周知を図り、将来の空き家の発生予防に努める。

#### 2. 連携協定の締結

- (1) 締結日 令和4年(2022)8月24日
- (2) 場 所 出雲市役所本庁3階 市民応接室
- (3) 協定書 別添のとおり

## 出雲市と公益社団法人出雲市シルバー人材センターにおける空き家の発生予防及び管理に関する連携協定書

出雲市（以下「甲」という。）と公益社団法人出雲市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、出雲市内（以下「市内」という。）における空き家の発生予防及び管理について、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、人口減少・少子高齢化の進展、核家族世帯の増加などの影響により、市内において空き家が増えつつあるなか、高齢者が元気なうちに、空き家になる前から、意識の醸成、啓発を図り、空き家がもたらす問題や身近に起こりえる問題として認識いただくため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家の発生予防及び適正な管理の取組を推進することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建物であって現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいう。
- (2) 空き家化懸念建築物 前号に規定する建築物であって、将来人が居住せず、又は使用しない状況になる懸念がある建築物をいう。
- (3) 会員等 乙の会員及び入会希望者をいう。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携する。

- (1) 会員等に対する空き家及び空き家化懸念建築物（以下「空き家等」という。）に係る意識の醸成、啓発に関すること。
- (2) 乙の会報誌や入会説明会を利用した会員等に対する相談窓口の紹介、令和6年4月からの相続登記の義務化などの情報発信に関すること。
- (3) いずれも空き家バンクなど、空き家等の利活用に関する情報発信に関すること。
- (4) 乙が実施している「空家等点検サービス」の周知に関すること。
- (5) 乙が主催するセミナーなどの講師派遣に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要と認める事項に関すること。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務で知りえた情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(有効期間)

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から申し入れがない場合、有効期間を 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 6 条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年(2022) 8 月 24 日

甲 島根県出雲市今市町 70 番地  
出 雲 市  
出雲市長 飯塚 俊之

乙 島根県出雲市今市町北本町 2-1-6  
公益社団法人出雲市シルバー人材センター  
理 事 長 高見 英明